

2017年2月 B大学・短大 学生アルバイト調査結果

現在就労中の学生（ここでは、単発的なバイトは除く）と、過去に（大学入学後に）アルバイト経験のある学生とを比較してみました。

記述内容に従い業種を分類。うち、人数の多かった飲食店を対象に集計を行いました。飲食店で働く学生から寄せられる不満やトラブル経験などを裏付ける調査結果です。

単位：人，%

	回答者全体		現在就労（固定的なバイト）群		過去にアルバイト経験あり群		飲食店全体		現在就労群		過去に経験	
	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%	人数	%
学年	82	100.0	56	100.0	16	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0
1年生	41	50.0	34	60.7	5	31.3	21	51.2	18	58.1	3	30.0
2年生	41	50.0	22	39.3	11	68.8	20	48.8	13	41.9	7	70.0
3年生												
4年生												
高校のときのアルバイト体験	82	100.0	56	100.0	16	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0
していた	25	30.5	18	32.1	3	18.8	13	31.7	11	35.5	2	20.0
していなかった	57	69.5	38	67.9	13	81.3	28	68.3	20	64.5	8	80.0
現在のアルバイト実施状況	82	100.0	56	100.0	16	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0
固定の仕事をしている	56	68.3	56	100.0			31	75.6	31	100.0		
単発的なアルバイトをしている	2	2.4										
現在はしていないが、過去に（=大学入学後に）経験がある	16	19.5			16	100.0	10	24.4			10	100.0
大学入学後、いっさいしたことがない	8	9.8										
（以下の設問は、アルバイト経験者だけが対象）	74	100.0	56	100.0	16	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0
業種（・職種）	41	55.4	31	55.4	10	62.5	41	100.0	31	100.0	10	100.0
*記述内容に従い分類												
飲食店	6	8.1	6	10.7								
コンビニ	20	27.0	17	30.4	3	18.8						
コンビニ以外の小売り	7	9.5	2	3.6	3	18.8						
その他												
勤務期間	71	100.0	56	100.0	13	100.0	40	100.0	31	100.0	9	100.0
1, 2ヶ月	4	5.6	3	5.4			1	2.5	1	3.2		
3~6ヶ月	16	22.5	13	23.2	3	23.1	8	20.0	6	19.4	2	22.2
6ヶ月~1年未満	35	49.3	28	50.0	6	46.2	20	50.0	16	51.6	4	44.4
1年~2年未満	12	16.9	9	16.1	3	23.1	8	20.0	6	19.4	2	22.2
2年~3年未満	3	4.2	2	3.6	1	7.7	3	7.5	2	6.5	1	11.1
3年以上	1	1.4	1	1.8								

3割の学生が高校ですでにアルバイトを経験。基本的なワークルールは学んだ上で働き始めているでしょうか。

過去（大学入学以降）の経験も含めると、9割がアルバイトを経験しています。大学側はこのことを前提とした対応（例えば、ワークルール教育、相談窓口の設置）を考える必要があります。もちろん、アルバイトをせずつも学ぶことのできる環境づくりも課題です。

2017年2月作成  
川村雅則(北海学園大学)

現在就労中の学生（ここでは、単発的なバイトは除く）と、過去に（大学入学後に）アルバイト経験のある学生とを比較してみました。

記述内容に従い業種を分類。うち、人数の多かった飲食店を対象に集計を行いました。飲食店で働く学生から寄せられる不満やトラブル経験などを裏付ける調査結果です。

単位：人、%

	回答者全体		現在就労（固定的なバイト）群		過去にアルバイト経験あり群		飲食店全体		現在就労群		過去に経験		
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	
	74	100.0	56	100.0	16	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0	
労働条件・待遇の提示方法	契約書などの書面	38	51.4	24	42.9	12	75.0	16	39.0	9	29.0	7	70.0
	口頭での説明	26	35.1	24	42.9	2	12.5	19	46.3	17	54.8	2	20.0
	とくに何もなかった	6	8.1	5	8.9	1	6.3	2	4.9	2	6.5		
	覚えていない	4	5.4	3	5.4	1	6.3	4	9.8	3	9.7	1	10.0
	73	100.0	56	100.0	15	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0	
1ヶ月当たりの勤務日数	9日以下	12	16.4	9	16.1	2	13.3	4	9.8	4	12.9		
	10～14日	38	52.1	30	53.6	7	46.7	25	61.0	18	58.1	7	70.0
	15～19日	19	26.0	13	23.2	6	40.0	10	24.4	7	22.6	3	30.0
	20～24日	4	5.5	4	7.1			2	4.9	2	6.5		
	25日以上												
	72	100.0	55	100.0	15	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0	
1週間当たりの労働時間	10時間未満	11	15.3	9	16.4	1	6.7	7	17.1	7	22.6		
	10～15時間未満	22	30.6	18	32.7	4	26.7	12	29.3	8	25.8	4	40.0
	15～20時間未満	24	33.3	17	30.9	6	40.0	11	26.8	9	29.0	2	20.0
	20～25時間未満	9	12.5	6	10.9	3	20.0	5	12.2	2	6.5	3	30.0
	25～30時間未満	1	1.4	1	1.8			1	2.4	1	3.2		
	30時間以上	5	6.9	4	7.3	1	6.7	5	12.2	4	12.9	1	10.0
(再掲) 15時間以上		54.2		50.9		66.7		53.7		51.6		60.0	
	73	100.0	56	100.0	15	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0	
アルバイトで学業に支障が生じること	よくある	3	4.1	1	1.8	2	13.3	3	7.3	1	3.2	2	20.0
	ときどきある	25	34.2	19	33.9	6	40.0	15	36.6	10	32.3	5	50.0
	とくにない	45	61.6	36	64.3	7	46.7	23	56.1	20	64.5	3	30.0

働き始める＝契約を結ぶ、ということなのに、条件を書面で提示されたのは全体で5割（現在就労群では4割）にとどまる。労働基準法第15条を要確認。

年間40単位を取得するためには週に15時間の授業に出る必要があります。それに匹敵する、あるいは、それを超えてアルバイトをしている学生が（経験者の）半分以上。繰り返しになるけれども、大学側はこの現状をおさえておくことが必要。

2017年2月作成  
川村雅則(北海学園大学)

現在就労中の学生（ここでは、単発的なバイトは除く）と、過去に（大学入学後に）アルバイト経験のある学生とを比較してみました。

記述内容に従い業種を分類。うち、人数の多かった飲食店を対象に集計を行いました。飲食店で働く学生から寄せられる不満やトラブル経験などを裏付ける調査結果です。

単位：人、%

	回答者全体		現在就労（固定的なバイト）群		過去にアルバイト経験あり群		飲食店全体		現在就労群		過去に経験	
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%	人	%
時給（日中時間帯）	70	100.0	55	100.0	13	100.0	39	100.0	30	100.0	9	100.0
785円以下	4	5.7			4	30.8	2	5.1			2	22.2
786円	16	22.9	14	25.5	2	15.4	4	10.3	3	10.0	1	11.1
787～799円	6	8.6	5	9.1	1	7.7	5	12.8	4	13.3	1	11.1
800～849円	24	34.3	19	34.5	5	38.5	20	51.3	15	50.0	5	55.6
850～899円	11	15.7	10	18.2			2	5.1	2	6.7		
900円以上	9	12.9	7	12.7	1	7.7	6	15.4	6	20.0		
時給（深夜時間帯）	21	100.0	16	100.0	5	100.0	19	100.0	14	100.0	5	100.0
899円以下	3	14.3	2	12.5	1	20.0	3	15.8	2	14.3	1	20.0
900～999円	3	14.3	1	6.3	2	40.0	2	10.5			2	40.0
1000～1099円	10	47.6	8	50.0	2	40.0	9	47.4	7	50.0	2	40.0
1100円以上	5	23.8	5	31.3			5	26.3	5	35.7		
時給に対する満足度	72	100.0	56	100.0	14	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0
十分に満足している	15	20.8	13	23.2	2	14.3	8	19.5	8	25.8		
どちらかといえば満足	33	45.8	26	46.4	5	35.7	16	39.0	13	41.9	3	30.0
どちらかといえば不満	18	25.0	14	25.0	4	28.6	12	29.3	8	25.8	4	40.0
非常に不満	6	8.3	3	5.4	3	21.4	5	12.2	2	6.5	3	30.0
（再掲）不満計	33.3		30.4		50.0		41.5		32.3		70.0	
1ヶ月の収入（税込み、交通費は除く）	72	100.0	56	100.0	14	100.0	41	100.0	31	100.0	10	100.0
2万円未満	2	2.8	1	1.8	1	7.1	1	2.4	1	3.2		
2～3万円未満	17	23.6	13	23.2	4	28.6	10	24.4	6	19.4	4	40.0
3～4万円未満	14	19.4	10	17.9	3	21.4	6	14.6	6	19.4		
4～5万円未満	16	22.2	12	21.4	4	28.6	13	31.7	9	29.0	4	40.0
5～6万円未満	13	18.1	11	19.6	1	7.1	5	12.2	4	12.9	1	10.0
6～7万円未満	7	9.7	7	12.5			3	7.3	3	9.7		
7～8万円未満	2	2.8	1	1.8	1	7.1	2	4.9	1	3.2	1	10.0
8万円以上	1	1.4	1	1.8			1	2.4	1	3.2		

北海道の最低賃金は2016年10月1日から786円になっていません。現在就労群でそれに満たない人はいませんでしたが、深夜時間帯に割増がついていないことを訴える事例はいくつかありました（自由記述も参照）。22時以降は、最低でも、786円×1.25倍＝983円（982.5円で、50銭以上の端数は切り上げて983円）です。

満足が6割強を占めていますが、不満も3分の1みられます（現在就労群に限っても、3割）。大事なものは、職場におけるこうした不満をどう解消するかということです。

現在就労中の学生（ここでは、単発的なバイトは除くと、過去に（大学入学後に）アルバイト経験のある学生とを比較してみました。

記述内容に従い業種を分類。うち、人数の多かった飲食店を対象に集計を行いました。飲食店で働く学生から寄せられる不満やトラブル経験などを裏付ける調査結果です。

単位：人、%

	回答者全体		現在就労（固定的なバイト）群		過去にアルバイト経験あり群		飲食店全体			
	人	%	人	%	人	%	人	%	人	
アルバイト先でのトラブル・経験・悩み・不満で該当するもの（複数回答可）	71	100.0	54	100.0	15	100.0	41	100.0	31	100.0
ア. 求人情報に書かれていた内容と賃金・労働条件が異なる	2	2.8	1	1.9	1	6.7	1	2.4	1	3.2
イ. 休憩がとれない、カットされる	7	9.9	3	5.6	4	26.7	6	14.6	2	6.5
ウ. 急に出勤を要請される	14	19.7	10	18.5	4	26.7	10	24.4	7	22.6
エ. 店が忙しいとあがらせてもらえない	16	22.5	10	18.5	6	40.0	16	39.0	10	32.3
オ. 忙しくて終電で帰れないことがある	2	2.8			2	13.3	2	4.9		
カ. 暇だと急に早あがりさせられたり、休みをとるよう（欠勤を）要請される	11	15.5	6	11.1	5	33.3	11	26.8	6	19.4
キ. 定期試験など、休みをとりたいたいときにらせてもらえない	3	4.2	1	1.9	2	13.3	3	7.3	1	3.2
ク. 慢性的に人手が不足している	27	38.0	17	31.5	9	60.0	18	43.9	9	29.0
ケ. 賃金を支払われない労働（サービス残業）がある	5	7.0	3	5.6	2	13.3	4	9.8	2	6.5
コ. 深夜割り増しや残業割り増しの全て、あるいは、一部が払われない	6	8.5	5	9.3	1	6.7	6	14.6	5	16.1
サ. 交通費が払われずに不満である	8	11.3	5	9.3	2	13.3	7	17.1	5	16.1
シ. 販売ノルマを課されたり買い取りをさせられることがある	3	4.2	1	1.9	2	13.3	3	7.3	1	3.2
ス. 仕事上のミス（レジミス、注文ミス、商品等の破損）などの弁償をさせられる	2	2.8	1	1.9	1	6.7	2	4.9	1	3.2
セ. 制服・ユニフォーム代金（クリーニング代金を含む）を負担させられる	7	9.9	2	3.7	5	33.3	6	14.6	1	3.2
ソ. 仕事を辞めたいが辞めさせてもらえない	5	7.0	4	7.4	1	6.7	4	9.8	4	12.9
タ. 仕事に関する説明が十分でない	11	15.5	8	14.8	2	13.3	6	14.6	5	16.1
チ. 必要以上に厳しい叱責や罵声、暴力的な行為がある	1	1.4	1	1.9			1	2.4	1	3.2
ツ. 店長や他のスタッフからの嫌がらせ・セクハラがある	4	5.6	2	3.7	2	13.3	3	7.3	2	6.5
テ. 客からの嫌がらせ・セクハラがある	2	2.8	1	1.9	1	6.7	2	4.9	1	3.2
ト. 客からのクレームへの対応をさせられる	9	12.7	5	9.3	4	26.7	7	17.1	4	12.9
ナ. 仕事でケガ、やけどなどを経験したことがある	12	16.9	8	14.8	4	26.7	10	24.4	6	19.4
ニ. 契約になかった仕事までやられる									31	100.0
ヌ. その他	4	5.6	3	5.6	1	6.7	4	9.8	3	9.7
ネ. 以上のようなトラブル・不満はとくにない	23	32.4	20	37.0	3	20.0	7	17.1	7	22.6

まずは、「トラブル・不満はとくにない」が、現在就労群に限定しても4割弱にとどまることに注目（飲食店で働く者ではこの値がさらに低いです）。

その上で、人手不足・あがれない・早あがりなど働き方や勤務に関するものが訴えとして多いです。ちなみにみなさんは、会社都合による早あがりでも給与は保障されてはいないと思います（この点は仕方が無いのでしょうか（労基法第26条を要確認））。

ほかには、賃金不払い（休憩カットを含む）・割り増し不払いのような、法に明らかに抵触するものも気になるところです。

職場・働き方にも当然ルールがあります。まずはそれを学びましょう。あわせて、それ以上に大事なことは、労働条件は労使が対等な立場で決めていくという視点です。使用者（経営者）が一方向的に決めるものではないのです。その視点の大切さを強調したいです。とはいえその実現が困難であるのは、みなさん、百も承知でしょう。その通りです。だからこそ、労働組合という存在が憲法や法で保障されているのです。労働法と労働組合をセットで学ん

労働基準法

（労働条件の決定）第二条 労働条件は、労働者と使用者が、対等の立場において決定すべきものである。

労働契約法

（労働契約の原則）第三条 労働契約は、労働者及び使用者が対等の立場における合意に基づいて締結し、又は変更すべきものとする。

## 2017年2月 B大学・短大 学生アルバイト調査結果

### アルバイト先でのトラブルや悩み・不満に関する自由記述

- 人件費が払えないと言って、1日のバイトの人数を減らされて、1人当たりの仕事量が増えたのに、給料が変わっていない。働く時間が一定でない。3時間のときもあるし、7時間半のときもある。契約書を見せて欲しいと言っても見せてもらえない。／居酒屋
- 問題が起こったり店長の対応など、東京の本部に報告しても一切気にかけてもらえず、そのままの状況が続く。／居酒屋
- プライベートなことをずけずけと聞いてくるおじさんがいる。／小売店
- 同じグループ会社の、別地域の店で働いたとき、8時間働いたのに休憩がなかった。／飲食店
- 市をまたいでのヘルプ出勤が多かったです。／居酒屋
- SNSでの連絡が多い(グループLINE)。／飲食店
- 求人には800円という時給が記載されていたのに実際は780円だった。／飲食店
- 22時以降は「賃金が」4分の1増しになるはずだけど、それは払われていない。／飲食店
- 店長は、本社の部長が来ているときだけ良い顔をして、いないときはほぼ仕事をせず、アルバイトで仕事をまわしているときもある。辞めたいと一度申し出たが、店長の降格やパートの雇用を提示され、「もっと(アルバイトを続けることに)前向きになって欲しい」と言われ、辞めることができなかった。結局、提示された条件はどれも守られていない。／飲食店
- 退勤時間が決まっていない。休日手当がない。／飲食店
- 仕事内容がきつい。辞めたのにヘルプを頼まれた。／飲食店
- 給料が15分単位で支払われること。出勤前、退勤後の着替える時間分の給料が支払われないこと。出勤時間〔始業時刻〕の5分前から働き始めるが、その分の給料が支払われないこと。退勤時間を過ぎて少し仕事をしていても、その分の給料が支払われないこと。店長自身は動かないのに、バイトに指示ばかり出すことが不満です。／飲食店
- 同じ仕事内容に対して大人の人たちが言っていることがみんなばらばらで違い過ぎて、何を信用して仕事をすればよいのかわからなくて戸惑っています。／居酒屋
- 22時以降でも賃金が変わらない。深夜1時まで働いてもずっと800円のままである。また、店長が過剰なスキンシップをしたがる。／飲食店
- 決められた時間ぴったりの出勤・退勤を要請され、早めに行っても、遅くあがっても、サービス残業扱いになった。まかないはお金をとられるし、働いていた中で休憩をとったことはなかった。求人ページには「髪色自由」と書いてあったのに、髪を染めたらやめさせられた。ヘルプによく行かされ、隣町まで行けと言われ、行ったら、系列店だった。給与明細がもらえなくて、細かいお金〔支払い〕がわからなかった。ノルマがあった。／居酒屋

## 学生アルバイトに関する簡易調査

問1 あなたは ①男性 ②女性 の ①1年生 ②2年生 ③3年生 ④4年生

問2 高校生のときにアルバイトをしていましたか ①していた ②していなかった

問3 現在、バイトは？ ①固定のアルバイトをしている ②単発的なアルバイトをしている  
③現在はしていないが、これまでに（＝大学入学後に）経験がある  
④大学入学後、いっさいしたことがない ⇒【これで終了です】

上で①②③を選んだ方にお聞きします。何の仕事ですか？（\_\_\_\_\_）

以下、①②を選んだ人は現在の仕事について回答してください。③を選んだ人は過去の仕事を（当時の状況を）回答してください。  
掛け持ちでアルバイトをしている人は、メインの仕事について回答してください。

問4 今のバイト先での勤務期間はどのくらいになりますか？  
①働き始めたばかり ②1, 2ヶ月 ③3～6ヶ月未満 ④6ヶ月～1年未満  
⑤1年～2年未満 ⑥2年～3年未満 ⑦3年以上

問5 面談の際、労働条件・待遇はどのような形で示されましたか？  
①契約書などの書面 ②口頭での説明 ③とくに何もなかった ④覚えていない

問6 働き方についてお聞きします。平時の状況（「長期休暇時」以外の状況）を教えてください。

1) 働く時間帯（基本）は、何時から何時までですか？

午前／午後（\_\_\_\_\_）時から、午前／午後（\_\_\_\_\_）時まで

2) 一ヶ月あたりのトータルの勤務日数はどのくらいですか？

①9日以下 ②10～14日 ③15～19日 ④20～24日 ⑤25日以上

3) 一週間あたりのトータルの労働時間はどのくらいですか？（残業も含む）

①10時間未満 ②10～15時間未満 ③15～20時間未満  
④20～25時間未満 ⑤25～30時間未満 ⑥30時間以上

4) アルバイトで学業に支障が生じることは ①よくある ②ときどきある ③とくにない

問7 賃金（給与）のことなどをお聞きします。

1) 時給はいくらですか。深夜時間帯（22時～）に働いている場合はその時給もお答えください。

時給は（\_\_\_\_\_）円 深夜時間帯は（\_\_\_\_\_）円

2) 仕事の内容や責任・負担から考えると、現在の時給額は妥当だと思いますか（満足ですか）？

①十分に満足している ②どちらかといえば満足 ③どちらかといえば不満 ④非常に不満

3) 一ヶ月あたりの平均的な収入(税込み。交通費は除く)はどのくらいですか？

- ① 2万円未満      ② 2～3万円未満      ③ 3～4万円未満      ④ 4～5万円未満  
⑤ 5～6万円未満      ⑥ 6～7万円未満      ⑦ 7～8万円未満      ⑧ 8万円以上

問8 アルバイト先で、次のようなトラブルを経験したり悩み・不満を感じたことはありますか？ <あてはまる全てに○を> ※問題がとくにない場合には、最後の「ト」に○をつけてください。

- ア. 求人情報に書かれていた内容と賃金・労働条件が異なる  
イ. 休憩がとれない、カットされる  
ウ. 急に出勤を要請される  
エ. 店が忙しいとあがらせてもらえない  
オ. 忙しくて終電で帰れないことがある  
カ. 暇だと急に早あがりさせられたり、休みをとるよう(欠勤を)要請される  
キ. 定期試験など、休みをとりたいたきにとらせてもらえない  
ク. 慢性的に人手が不足している  
ケ. 賃金を支払われない労働(サービス残業)がある  
コ. 深夜割り増しや残業割り増しの全て、あるいは、一部が払われない  
サ. 交通費が払われずに不満である  
シ. 販売ノルマを課されたり買い取りをさせられることがある  
ス. 仕事上のミス(レジミス、注文ミス、商品等の破損)などの弁償をさせられる  
セ. 制服・ユニフォーム代金(クリーニング代金を含む)を負担させられる  
ソ. 仕事を辞めたいが辞めさせてもらえない  
タ. 仕事に関する説明が十分でない  
チ. 必要以上に厳しい叱責や罵声、暴力的な行為がある  
ツ. 店長や他のスタッフからの嫌がらせ・セクハラがある  
テ. 客からの嫌がらせ・セクハラがある  
ト. 客からのクレームへの対応をさせられる  
ナ. 仕事でケガ、やけどなどを経験したことがある  
ニ. 契約になかった仕事までやらされる  
ヌ. その他( )  
ネ. 以上のようなトラブル・不満はとくにない

【トラブル、悩み・不満など具体的に】